諮問番号：令和６年度諮問第１６号

答申番号：令和６年度答申第１７号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和４年６月２３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人等の主張の要旨**

１　審査請求人

　（１）審査請求人は、令和３年１２月２日、処分庁に年金受給権を取得したことを申告した。処分庁は、同月７日、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２（２）エにより、月額１７，８７０円の障害者加算を認定する決定をしたが、同月分のみ遡って加算したにすぎなかった。

また、平成３０年１月以降の年金計２，９９１，５８２円が令和４年１月１４日に支給されたので、審査請求人は、同月２６日に処分庁に申告し、収入認定から除外されるべき費用について相談したが、ケースワーカーからは、自立更生計画書を作成して提出があれば検討するとだけ言われ、具体的に収入認定から除外されるべき支出の内容などについての教示は何らなかった。

ところが、処分庁は、審査請求人から自立更生計画を徴していないにもかかわらず、一方的に、令和４年２月２２日付け返還金・徴収金決定書により、支給した保護費のうち３，００１，６４２円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第６３条に基づき、全額を返還する旨の決定がなされた。

審査請求人は、自立更生計画書を作成して、年金支給額のうち自立更生のために充てられる額を収入認定から除外するよう求めるべく、審査請求人代理人が同年３月１日、ケースワーカーに電話をした。その際、ケースワーカーから、すでに返還・徴収決定がなされた旨聞き及んだ。そこで、審査請求人は、自立更生計画書を徴求しないうちに一方的に決定をしたことに対し抗議をした。同月７日、処分庁から審査請求人代理人に連絡があり、同月９日の申請の際に自立更生計画書を提出してもらえれば、適否を判断して収入認定除外の決定を改めてするので、納付書に基づく納付はしばらく待ってもらってかまわない旨の連絡があった。

審査請求人及び審査請求人代理人は、同月９日に、処分庁へ自立更生計画書を提出し、同書記載のとおり、自立更生に充てられる額について収入認定から除外するよう求めた。同月２３日に、ケースワーカーが審査請求人の自宅を訪問し、事実確認を行った。この間、同月１６日付けで、同年２月２２日付けの各決定が取り消された。

このようにして、審査請求人が自立更生計画書を提出して、自立更生に充てられる額につき収入認定から除外するよう求めたにもかかわらず、処分庁は、これを一切顧慮することなく、同年６月２３日付け返還金・徴収金決定書に基づき、前回決定とまったく同じ理由で、３，００１，６４２円の返還決定（以下「本件決定」という。）をした。

（２）しかしながら、本件決定が自立更生に充てられるべき額につき収入認定から除外しなかったのは、法の解釈適用を誤った違法があり、取消しを免れない。

　　　ア　収入認定から除外されるべき自立更生に充てられるべき額

　　　　　年金については、これを得るための必要な経費として、交通費、所得税、郵便料、受給資格の証明のために必要とした費用については、その実際必要額を除外されるよう認定されるほかは、実際の受給額が収入として認定されるのを原則とするが、当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額については収入認定から除外される（生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア及び（３）オ）。

　　　　　当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額は、生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものをいうが（局長通知第８の２（４））、具体的には、①家具什器等の生活基盤を構成する資産の回復に要する経費や、②技能修得等生業に充てられる場合、就労や早期の保護脱却に資する経費などがある（生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問第８の４０、次官通知第８の３（３）ク（イ）、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和３８年課長通知」という。）第８問５２－２答２）。

　　　イ　審査請求人が除外を求める支出の内訳及び額

　　　　　審査請求人が除外を求める支出は、自立更生計画書のとおりであるが、いずれも前記アで述べた法令通知等の定めに照らし、自立更生のために充てられる額として、収入認定から除外されるべきである。

（ア）生活基盤を構成する資産の回復に要する経費

　　　　　　後記（イ）Ａのパソコンを含めて、家電製品を購入するのに５５０，５０４円を要する。適宜、補足して説明する。

　　　　　　Ａ　エアコン

　　　　　　　　審査請求人の自宅には、エアコンが１台設置されているが、設置されている部屋と寝室とは壁で仕切られており、寝室にエアコンを設置する必要がある。

　　　　　　Ｂ　冷蔵庫等

　　　　　　　　冷蔵庫、電子レンジ、ガスコンロ、ドライヤー、照明（寝室）は、平成１４年に購入し、電気ケトルは平成２６年に購入し、照明（台所）とアイロンは購入時期が不明であるが、いずれも陳腐化している。

　　　　　　　　また、掃除機、炊飯器は、現在、保有していない。

　　　　　　Ｃ　スマートフォン

　　　　　　　　スマートフォンをアップグレードすると、１１１，６７２円を要する。

　　　　　　Ｄ　ガス警報器

　　　　　　　　審査請求人の自宅にはガス警報器がなく、壁掛型のガス警報器を購入するのに、１０，７８０円を要する。

　　　　　　Ｅ　家具・日用品

　　　　　　　（Ａ）家具・日用品

　　　　　　　　　　夏用掛け布団やこたつ、日用品などに７３，１７５円を要する。

　　　　　　　（Ｂ）フライパン

　　　　　　　　　　フライパンを購入するのに１９，８００円を要する。

　　　　　　　（Ｃ）羽毛ふとん

　　　　　　　　　　羽毛ふとんを１９，８００円で購入した。

　　　　　　　（Ｄ）枕

　　　　　　　　　　枕及び枕カバーを購入するのに１９，８００円を要する。

　　　　　　　（Ｅ）マットレス

　　　　　　　　　　マットレスを購入するのに３６，３００円を要する。

　　　　（イ）生業に充てるもの

　　　　　　Ａ　パソコン

　　　　　　　　令和３年６月に故障し回収されたため、審査請求人はパソコンを保有していない。

　　　　　　　　就業のためにはパソコンは必須であるから、パソコンやルーター、マウスを購入したい（費用については、前記（ア）で述べたとおり、家電製品と併せて５５０，５０４円を要する。）

　　　　　　Ｂ　スーツ等

　　　　　　　　スーツ、ブラウス、ベルト等を購入するのに３１，９００円を要する。雨傘、靴を購入するのに１５，０６０円を要する。カバンを購入するのに１３，２００円を要する。

（３）よって、審査請求人に遡及支給された年金のうち、前記（２）イ記載の自立更生のために充てられるべき額を収入認定から除外しなかった本件決定には違法があるから、その取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）法第６３条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

　 これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

　　　 したがって、保護の実施機関は、法第６３条に基づく返還決定を行うに当たって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成２６年３月１１日判決（平２４（行ウ）２２号・賃金と社会保障１６１５・１６１６号１１２頁）及び東京地方裁判所平成２９年２月１日判決（平２７（行ウ）６２５号・賃金と社会保障１６８０号３３頁）参照）。

（２）処分庁は、審査請求人が障害基礎年金及び年金生活者支援給付金（以下「障がい年金等」という。）を遡及して受給したことを確認したことから、法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（３）まず、処分庁が算定した要返還額についてみる。

①審査請求人は、令和３年１１月１８日付けで、障害基礎年金の受給権を平成３０年１月より取得し、遡及年金２，９９１，５８２円を受給したこと、②審査請求人は、令和３年１２月２３日付けで、月額５，０３０円の年金生活者支援給付金を令和３年１０月分から受給したこと、③審査請求人は、令和４年２月８日、処分庁に対し上記①及び②の事実を証する書類を提出したこと、④処分庁は、審査請求人からの事実を証する書類の提出を受け、審査請求人が受給した障がい年金等の遡及分として合計３，００１，６４２円を収入認定したこと、⑤処分庁は、審査請求人に係る障がい年金等の遡及受給額と、平成３０年１０月から令和４年１月までの間に審査請求人へ支弁した保護費４，５８３，２６５円を比較し、要返還額を３，００１，６４２円と決定したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁が算定した要返還額は著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（４）次に、返還請求額の決定についてみる。

　　　 審査請求人は、自立更生計画書に示したすべての品目を自立更生のために充てられる額として、収入認定から除外されるべきと主張する。

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）１（１）のとおり、法第６３条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について返還額から控除することが可能であるとされている。また、遡及して受給した年金については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応することが求められることから、原則として全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

以下検討すると、処分庁は、①令和４年２月１８日に年金の遡及部分について全額返還となることを説明したこと、②同日に遡及受給した障がい年金等から一部自立更生費に充てたいという審査請求人からの申し出に対し、家電なども生活費の中で賄うべきものであり、年金を充てることを認めることは難しいと説明したこと、③遡及受給した障がい年金等から支出する項目を示した自立更生計画書を審査請求人代理人から受理したこと、④令和４年３月２３日に自立更生計画書に記載された物品の状態や審査請求人の生活状況等を確認するため、審査請求人の居宅を訪問したこと、⑤令和４年５月３１日にケース診断会議を開催し、組織的に自立更生控除の適否について検討したことが認められる。

　　　 これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生控除について一定の説明を行い、審査請求人から控除希望のあった物品について、審査請求人の居宅の訪問調査を実施し、組織的に自立更生控除の適否について検討を行った上で本件処分を行ったことが認められ、その判断の過程に違法又は不当な点は認められない。

（５）審査請求人は、処分庁が令和４年２月２２日付けで行った費用返還決定処分（以下「令和４年２月処分」という。）に係る判断過程において、処分庁が自立更生費の検討を慎重に行っておらず、控除を一切認めなかった処分庁の判断について、違法又は不当である旨主張する。しかしながら、令和４年２月処分は本件処分とは別の行政処分であり、また、すでに取り消されていることから本件処分の適法性を左右するものではない。

（６）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

　　　 なお、処分庁は、要返還額の算定の際、資力発生日を平成３０年４月１日、対象支弁期間を平成３０年１０月から令和４年１月と設定し、支弁した保護費を算定したことが認められるが、問答集問１３－６答（１）に照らせば、処分庁は、審査請求人が年金受給権を取得した平成３０年１月を資力発生日として設定し、対象支弁期間の始期を同月からとして支弁した保護費を算定し、要返還額を算定すべきであった。しかし、審査請求人は平成２８年４月から保護を開始されており、正しい対象支弁期間にて算定しても支弁した保護費は増加するが、要返還額の算定結果は変わらないため、本件処分を取り消すほどの瑕疵とは認められない。

処分庁は、被保護者が不利益を被ることがないよう、被保護者の状況に照らし、正確に算定にかかる期間を設定し、要返還額を算定することが望まれる旨付言する。

（７）上記以外に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和６年１０月　８日　諮問の受付

令和６年１０月　８日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：１０月２２日（審査請求人から１０月２１日付け提出あり）

口頭意見陳述申立期限：１０月２２日

令和６年１０月２４日　第１回審議

令和６年１１月２１日　第２回審議

　令和６年１２月１９日　第３回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（３）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

　　　なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（４）局長通知第７の２（６）ウは、家具什器費のうち冷房器具について、同アが定める一定の要件に該当し、「当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、５８，０００円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。」と記している。

（５）平成２４年課長通知１は、（１）本文において、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を示し、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が定めた額。（後略）」と記している。

また、（２）において、「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することは、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記（１）と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。（ア）保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第６３条に基づく費用返還の必要が生じること　②当該費用返還額は原則として全額となること　③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や火災など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと　（イ）原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。（後略）」と記している。

（６）問答集問７－４５答は、「保護開始時、長期入院・入所後の退院・退所時等において、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保有していない場合、これらの物品を家具什器費の支給対象としてよいか。」との問に対し、「日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきである。冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えない。なお、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でない。」と記している。

（７）問答集問１３－６答（１）は、費用返還と資力の発生時点について、「障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合」の資力の発生時点の考え方について、「国民年金法第１８条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保護者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。（後略）」と記している。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２８年４月１日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）審査請求人は、令和３年１１月１８日付けで、平成３０年１月に受給権を取得したとして、障害基礎年金（障害等級〇級）の給付に係る国民年金証書の交付を受けた。

（３）令和３年１２月７日、処分庁は、審査請求人から国民年金証書の提出を受けた。

（４）令和３年１２月２３日、審査請求人は、令和３年１０月分から、年金生活者支援給付金として月額５，０３０円を受給する決定を受けた。

（５）令和４年１月２６日、審査請求人が来庁し、平成３０年１月以降の障害基礎年金として２，９９１，５８２円が遡及支給されたこと、年金生活者支援給付金として令和３年１０月分から月額５，０３０円の支給を受けることとなった旨を報告した。処分庁が審査請求人に対し、遡及受給した障がい年金等については全額返還となる旨説明したところ、審査請求人から一部を自立更生資金として使用したいとの相談があったため、自立更生計画書の提出があれば検討する旨を伝えた。

（６）令和４年２月８日、処分庁は、審査請求人から提出を受けた国民年金証書及び年金生活者支援給付金支給決定通知書に基づき、収入認定を行った。

（７）令和４年２月１８日、審査請求人が来庁し、障がい年金等の遡及受給分について説明を求めた。処分庁は、令和３年１２月１４日を起案日とする要返還額の算定において、平成３０年１０月から令和４年１月までの間に処分庁が審査請求人に対し支給した保護費（４，５８３，２６５円）が遡及年金額を上回っていたことから、遡及支給分については全額返還となる旨を伝えた。審査請求人は、年金の遡及分の一部について自立更生費として現在までに買うことができず困っている家電などの購入費に充てたい旨を相談したところ、自立更生計画の作成・申出を案内された。

（８）令和４年２月２２日、処分庁は、法第６３条に基づく返還決定を行った。返還額は、遡及支給された障がい年金等３，００１，６４２円（障害基礎年金遡及分２，９９１，５８２円及び年金生活者支援給付金（令和３年１２月及び令和４年１月分）１０，０６０円）の全額であった。

（９）令和４年３月１日、審査請求人代理人は、処分庁に対し自立更生費について相談したいと申し出たが、障がい年金等についてはすでに返還決定が行われていると伝えられたため、自立更生計画書を徴求しないうちに一方的に決定されたことに対し抗議した。

（１０）令和４年３月９日、審査請求人及び審査請求人代理人は処分庁を訪問し、自立更生計画書を提出するとともに、自立更生に充てられる額について収入認定から除外するよう求めた。

（１１）令和４年３月１６日、処分庁は、自立更生計画書の提出を受け、前記（８）で行った返還決定を取り消し、審査請求人宅にて同計画書により申出のあった物品の確認を行い、改めて決定を行うこととした。

（１２）令和４年３月２３日、処分庁は、審査請求人の居宅を訪問し、生活状況等の調査を行った。

（１３）令和４年５月３１日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、自立更生計画書に基づき自立更生費について検討したが、同書に記載されたいずれの用品についても購入が必要とは認められず、緊急性がなく、真にやむを得ない理由があるとは判断できないとして、改めて前記（８）と同様、自立更生費を認定せず、遡及支給された障がい年金等の全額３，００１，６４２円について返還決定を行う方針を固め、同年６月１７日にこれを決定した。

（１４）令和４年６月２３日、処分庁は、法第６３条に基づき、前記（１３）の決定のとおり返還を求める本件処分を行った。本件処分に係る「返還金・徴収金決定書」の「決定理由」の欄には、「平成３０年４月～令和４年１月分の障害年金３，００１，６４２円を遡及受給したため、支給した保護費の内３，００１，６４２円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた（中略）〔法〕第６３条に基づき返還決定します。」と記載されていた。

（１５）令和４年８月２３日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）処分庁は、審査請求人が平成３０年１月に遡及して障がい年金等３，００１，６４２円を受給したことから、法第６３条に基づき、その全額について費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（２）まず、処分庁が算定した要返還額について検討する。

①審査請求人は、令和３年１１月１８日付けで、障害基礎年金の受給権を平成３０年１月に遡及して取得し、当該年金の遡及分２，９９１，５８２円を受給したこと、②審査請求人は、令和３年１２月２３日付けで、月額５，０３０円の年金生活者支援給付金を令和３年１０月分から受給したこと、③審査請求人は、令和４年２月８日、処分庁に対し、上記①及び②の事実を証する書類を提出したこと、④処分庁は、審査請求人から③の書類の提出を受け、審査請求人が受給した障がい年金等の遡及支給分として合計３，００１，６４２円を収入認定したこと、⑤処分庁は、審査請求人に係る障がい年金等の遡及受給額と、平成３０年１０月から令和４年１月の間に審査請求人に支弁した保護費４，５８３，２６５円を比較し、要返還額を３，００１，６４２円と決定したことが、それぞれ認められる。

次官通知第８の３（２）ア（ア）において、年金はその実際の受給額を収入として認定することとされていること、また、平成２４年課長通知１（１）において、法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされていることから、処分庁が、支弁した保護費と比較の上で審査請求人が遡及受給した障がい年金等の全額３，００１，６４２円を要返還額とした判断に違法又は不当な点は認められない。

（３）次に、返還請求額の決定について検討する。

　　　審査請求人は、自立更生計画書に示したすべての品目について、自立更生のために充てられる額として収入認定から除外されるべきと主張する。

法第６３条に基づく費用返還について、平成２４年課長通知１は、（１）のただし書きにおいて、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」について、返還額から控除して差し支えないものとしている。

しかし、（２）において、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについては、「（前略）定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記（１）と同様の考え方で自立更生費等を考慮するのではなく、厳格に対応することが求められる」ため、「原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」とされている。

本件についてみると、処分庁は、①令和４年２月１８日に、障がい年金等の遡及受給分については全額返還となる旨説明したこと、②同日、障がい年金等のうち一部を自立更生費に充てたいという審査請求人からの申出に対し、審査請求人の求める家電などは生活費の中で賄うべきものであり、自立更生費として認めることは難しいと説明した上で、自立更生計画の作成・申出を案内したこと、③令和４年３月９日に、障がい年金等から支出する項目を示した自立更生計画書を受理したこと、④令和４年３月２３日に、自立更生計画書に記載された物品の状態や審査請求人の生活状況等を確認するため、審査請求人の居宅を訪問したこと、⑤令和４年５月３１日にケース診断会議を開催し、自立更生控除の適否について組織的に検討したことがそれぞれ認められる。

これらのことから、処分庁は、審査請求人に対し自立更生控除について返還となる旨の説明を行い、審査請求人から控除希望のあった物品について、審査請求人宅を訪問して調査を行い、自立更生控除の適否について組織的に検討を行った上で本件処分を行っており、処分庁の判断に違法・不当な点は認められない。

（４）なお、自立更生計画に係る自立更生費の検討において、各物品に係る審査請求人の主張及び処分庁の判断は次表のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品名 | 審査請求人の主張 | 処分庁の判断 |
| 【生活用品の購入に充てるもの】 | | |
| エアコン | 局長通知第７の２（６）ウの「熱中症予防が特に必要とされる者」に該当し、居室と寝室に厚い間仕切りがあるため、寝室用に１台必要である。 | すでに１台稼働中であり、緊急性は認められない。 |
| 冷蔵庫、電子レンジ、ガスコンロ、ドライヤー、寝室照明、電気ケトル、掃除機、炊飯器 | ほとんどが経年劣化しており、電子レンジ、ガスコンロは動作が不安定となっていて更新の必要性が高い。掃除機、炊飯器は現在保有していない。 | 生活費で賄うべきもので、緊急性は認められない。 |
| スマートフォン（アップグレード） | 経年劣化によりバッテリーの消耗が早い。 | 障がい者割引の適用を受けられる。  緊急性は認められない。 |
| ガス警報器 | 火災や爆発を防ぐため設置の必要あり。 | 火災報知器はある。レンタルなどの方法もあり購入は認められない。  生活費で賄うべきもの。 |
| 掛け布団、こたつ、フライパン、羽毛ふとん、枕、マットレス | いずれも劣化して更新が必要である。羽毛ふとんは裂けたため急遽買い替えた。特に寝具類は健康な生活を維持する上で不可欠といえる。 | 生活費で賄うべきもの。 |
| 【生業に充てるもの】 | | |
| パソコン、スーツ、ブラウス、ベルト、雨傘、靴、カバン | 生業費は生活用品と異なり、直ちに購入に充てられることを要求されておらず、将来の支出に備えることが認められている。将来的に就労し、あるいは求職活動を行うことになった段階でこれらの支出に充てることとして収入認定から除外すべき。 | 病状照会において就業不可との回答あり。年度援助方針においても就労指導は行っていない。審査請求人自身も現在、求職活動は行っていない。 |

　　　これらの物品について、平成２４年課長通知１の趣旨に照らせば、「生活用品の購入に充てるもの」については、原則として生活費で賄うべきものであり緊急性を要するとも言えないことから、また、「生業に充てるもの」については、令和３年１２月２４日付けの診療状況照会の回答において「稼働能力なし」と記されていることや審査請求人が求職活動を行っている状況にないことから、これらを自立更生費として認定しなかった処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、エアコンについて、局長通知第７の２（６）ウの「熱中症予防が特に必要とされる者」に該当する旨を主張しているが、当該基準は最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがないことを前提とするものである。また、生活保護世帯におけるエアコン購入費用に係る取扱い等について（令和６年５月３１日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）においても、「エアコンも含め日常生活に必要な生活用品については、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくもの」であり、「保護費のやり繰りによって購入が困難な場合には、生活福祉資金貸付を活用して購入していただくことも可能としている」とした上で、特別な事情（例：持ち合わせがない、災害による喪失、犯罪等の被害により生命身体の安全確保のため転居する場合など）がない生活保護世帯においては、「日頃のケースワークにおいてエアコンの購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理に係る助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者がエアコンを購入できるよう配慮されたい。」とされており、エアコンの購入費用を自立更生費として認めなかった処分庁の判断が違法又は不当であったとまで言うことはできない。

（５）また、審査請求人は、処分庁が行った令和４年２月処分に係る判断過程において、処分庁が自立更生計画書を受理する前に決定を行い、自立更生費の検討を慎重に行っておらず、控除を一切認めなかったことについて、違法又は不当である旨主張している。

確かに、自立更生計画書の作成を指示したにもかかわらず、その提出前に控除の判断を行ったことは適切であったとは言い難いが、令和４年２月処分は本件処分とは別の処分であり、また、すでに取り消され、新たに本件処分がなされていることから、本件処分に係る当審査会の判断を左右するものではない。

（６）さらに、審査請求人は、保護受給世帯においては、預貯金を蓄えることや月賦による繰越し等の支払方法を利用することは非現実的であり、もともと生活保護開始に当たっては、最低生活費の半分までしか手持金の保有が認められていないことから、現行の生活保護制度は家具什器の更新については経常的最低生活費の範囲内で賄うことを予定していないというべきと主張している。

しかし、経常的最低生活費はある程度の期間を通じてのやりくりを考慮したいわゆる平均月額的な意味での基準として設定されていること、また、問答集問７－４５において、「保護開始時」という前提ではあるが、「日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきである」、「必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものである」とされていることから、審査請求人の主張は採用できない。

（７）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第６　付言**

本件処分に係る当審査会の判断を左右するものではないが、以下付言する。

要返還額の算定において、処分庁は、資力発生日を平成３０年４月１日、対象支弁期間を平成３０年１０月から令和４年１月と設定し、支弁した保護費を算定したことが認められる。

問答集問１３－６答（１）に照らせば、処分庁は、審査請求人が年金受給権を取得した平成３０年１月を資力発生日として設定し、対象支弁期間の始期を同月からとして支弁した保護費を算定し、要返還額を算定すべきであった。

また、本件処分に係る通知書の「決定理由」において、「平成３０年４月～令和４年１月分の障害年金３，００１，６４２円を遡及受給したため（後略）」との記載があるが、支給の始期である「平成３０年４月」は「平成３０年１月」の、「障害年金」は「障害年金及び年金生活者支援給付金」の誤りと認められる。

本件においては、審査請求人が平成２８年４月から保護を開始されていたことから、正しい対象支弁期間で算定を行ったとしても、支弁した保護費の額は増加するが、遡及支給された障がい年金等の額に影響はなく、結果的に要返還額は変わらなかった。

しかしながら、処分を行うに当たっては、法令や各種通知等に沿って、正確に算定を行うべきことは言うまでもない。

また、処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解されている。

本件審査請求においては、審査請求人が本件処分に即した主張を行っていること、また、審査請求人が不利益を被ることがなかったことから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえ、本件処分が違法又は不当であるとまで評価することはできないが、処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、誤解を生じることのないよう、また、被処分者自身が容易に理解できるよう、正確かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　　充

委員　　　　　相間　佐基子

委員　　　　　重本　達哉